

GDPR 日欧比較検討一覧表

本一覧表は、本年5月25日に施行されるGDPR(General Data Protection Regulation 一般データ保護規則)の概要を把握し、我が国の個人情報保護法(2017年5月30日改正)との違い、及び加重要件について検討をしたものです。ただし、すべての違いを網羅したものではなく、弊事務所において、重要な差があり、注意を要すると判断した部分、及び、両法規制の類似した原則部分の共通性も確認できるように、選定し、列挙してみました。また、GDPRの前半は立法趣旨、理念、法的概念の明確化などについて説明されていますが、後半に具体的な条文として規範が示されましたので、本一覧表では、後半の条文の部分を比較検討対象としました。

本一覧表は、GDPRを抽象的に、印象的にとらえるのではなく、具体的な条文を比較検討することにより、より具体的に両者の違いを鮮明にし、EU、EEA域内の個人情報の収 集、取扱いに対しての注意を喚起し、我が国の企業の体制整備、安全管理措置の実施に役立てていただきたく思います。

今後、皆様の疑問や、ご指摘を踏まえて、本一覧表を改訂してまいりたく思います。現在、EUではGDPRのガイドラインが作成され、パブコメが行われている状況です。それら が確定した時点で、再度見直しを進めたく思います。

皆様のご意見、ご要望をお寄せください。

2018年1月17日 牧野総合法律事務所弁護士法人

く注意書き>

なお、個人情報保護法は条文を引用し、GDPRについては2016年8月一般財団法人日本情報経済社会推進協会が仮日本語訳として公開した「個人データの取扱いに係る自然人の保護 及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則(一般データ保護規則)」(成立前の法案段階のものの日本語訳)から引用しております。GDPRの条文中、太字 表記は弊事務所が行ったものです。正確な理解のためには、原文に当たられることをお勧めします。

原文は英語の他、加盟国各国語にて公表されています。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L .2016.119.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2016:119:TOC

個人情報保護委員会の掲載資料

https://www.ppc.go.ip/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/

この規則(加盟国に直接適用される規範)は、2016年4月27日に可決され、その後官報に掲載された後、2年後となる2018年5月25日から効力を発するとされているものです(GDPR article99 2.)。

概念	個人情報保護法			GDPR(一般データ保護規則)	
適用対象		我が国に居住する個人の個人情報(属地主義)但し国外犯処罰規定あり		EU在住のデータ主体の個人データの取扱 第三国(十分性認定ない国、地域)での対応について厳しい規制 制裁、賠償 責任あり	
個人情報/個人 データ	2条1項	生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	4 条	識別された又は識別され得る自然人(以下「データ主体」という。)に関する あらゆる情報を意味する。識別され得る自然人は、特に、氏名、識別番号、位 置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該自然人に関する物理 的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデン ティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的 に又は間接的に、識別され得る者をいう。	

匿名加工/仮名化	2条9項	次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。 一第1項第1号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二第1項第2号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。	4条(5)	「 仮名化」とは、追加の情報が分離して保管され、識別された又は識別され得る自然人に個人データが帰属しないことを保証する技術的及び組織的措置をとることによって、当該追加の情報を利用せずに個人データがもはや特定のデータ主体に帰属しないような方法で、個人データを処理することをいう。
本人の同意	イン通則	「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提となる。)。また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。	4条(11)	データ主体の「同意」とは、強制を受けず、特定的に、情報提供を受けたうえでかつ曖昧でないデータ主体の意思表示であることを意味する。その意思は、当該データ主体が、宣言又は明らかな積極的行為によって、自己に係る個人データの取扱いに合意(agreement)して表すものとする。
同意の条件		該当規定なし(言及なし)	7条	1.取扱いが同意に基づく場合、管理者は、データ主体が自己の個人データの取扱いに対して同意しているということを証明できるようにしなければならない。 2.データ主体の同意が他の案件にも関係する書面において与えられている場合、その同意の要求は、明瞭かつ平易な文言を用い、理解しやすくかつ容易にアクセスし得る形で、その他の案件と明らかに区別できる方法によって明示されなければならない。本規則違反を含んだあらゆる宣言は拘束力がないものとする。 3.データ主体は、いつでも同意を撤回する権利があるものとする。また、同意の撤回は撤回前の同意に基づく取扱いの合法性に影響を与えない。データ主体は、同意を与える以前にその旨が通知されていなければならない。同意の撤回は、その付与と同程度に容易なものでなければならない。
個人情報保護の 宣言	イン通則 編 74	消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。	4条(20) 40条、 42条	「 拘束的企業準則」とは、事業体グループ又は共同経済活動に従事する事業者 グループ内で、一カ国又は複数の第三国における管理者又は取扱者に対して個 人データ移転又は一連の個人データ移転のため、加盟国の領域上にある管理者 又は取扱者によって遵守される個人データ保護方針をいう。
適法性	17条	個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得して は ならない。	5条1(a)	データ主体との関係において、適法、公正かつ透明性のある手段で取り扱われなければならない。(適法性、公正性及び透明性の原則)

利用目的の特定	15条1項	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。	5条1(b)	特定された、明確かつ適法な目的のために収集されなければならず、これら目的と相容れない方法で更なる取り扱いがなされてはならない。ただし、公共の利益における保管目的、科学的若しくは歴史的研究の目的又は統計目的のための更なる取扱いは、第89条第1項により、当初の目的と相容れない方法とはみなされない。(目的の限定の原則)
最小限原則		規定なし(言及なし)	5条1(c)	取り扱われる目的の必要性に照らして、適切であり、関連性があり、最小限に 限られていなければならない。(データの最小化の原則)
			5条1(d)	正確であり、必要な場合には最新に保たなければならない。取り扱われる目的に照らして、不正確な個人データが遅滞なく消去又は訂正されるのを確保するため、あらゆる合理的な手段が講じられなければならない。(正確性の原則)
最新・正確性・ 消去		個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう 努めなければならない。	5条1(e)	当該個人データが取り扱われる目的に必要な期間を超えない範囲で、データ主体の識別が可能な状態で保存されなければならない。個人データは長期間保存されてもよいが、個人データが第89条第1項に従った公共の利益における保管目的、科学的若しくは歴史的研究の目的又は統計目的だけに取り扱われることに限るものとし、データ主体の権利と自由を保護するため本規則によって求められる適切な技術的及び組織的対策の実施を条件とする。(保存の制限の原則)
適法取扱い・例外	例外規定	16,17,18,23,28条の例外規定参照		
同上	16条3項 利用目的 制限の例 外	- 法令に基づく場合 二人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。		1. 取扱いは、次に掲げる少なくとも一つの項目が適用される場合に限り、適法とする。 (a)データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のために自己の個人データの取扱いに同意を与えた場合。 (b)データ主体が当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要な場合、又は契約の締結前のデータ主体の求めに応じて手続を履践するために取扱いが
同上	適正取得	16条前掲+五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76 条第1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公 開されている場合 六 その他前各号に掲げる場合に進ずるものとして政会で定める場合		必要な場合。 (c)管理者が従うべき法的義務を遵守するために取扱いが必要な場合。 (d)データ主体又は他の自然人の重大な利益を保護するために取扱いが必要な場合。 (e)公共の利益又は管理者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の
同上	18条4項 利用目的 通知の例 外		6条(a)~ (f) 適法な取 扱い	遂行において取扱いが必要な場合。 (f)管理者又は第三者によって追求される正当な利益のために取扱いが必要な場合。ただし、データ主体の、特に子どもがデータ主体である場合の個人データの保護を求めている基本的権利及び自由が、当該利益に優先する場合を除く。

同上	第三者提	- 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。		
同上	28条2項 開示制限	- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 他の法令に違反することとなる場合		
権利保障手続	27条	個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称 二全ての保有個人データの利用目的(第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。) 三次項の規定による求め又は次条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続(第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)四前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの2個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 二第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合 3個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	12条	1.管理者は、第13 条並びに第14 条で定めるあらゆる情報及び第15 条から第22 条並びに第34条に基づくあらゆる通知を提供するための適切な手段をとらなければならない。データ主体に対する取扱いに関し、明瞭かつ平易な文言が使われ、簡潔で、透明性があり、理解しやすくかつ容易にアクセスし得る形態をもって情報及び通知が行われるものとする。とりわけ子どもに対して特に書かれた情報は適切な手段をとるものとする。とりわけ子どもに対して特に書かれた情報は適切な手段をとるものとする。その他手段によって提供されるものとする。データ主体によって要求され、データ主体の身元がその他手段で証明されるならば、情報は口頭で提供されてもよい。2.管理者は、第15 条から第22 条で定めるデータ主体の権利の行使を容易にするものとする。第11 条第2 項で定める状況において、管理者は、管理者がデータ主体を識別する立場にないことを証明しない限り、第15 条から第22 条に基づくデータ主体の権利行使に関して、当該主体の要求に基づく行為を拒んではならない。3.管理者は、第15 条から第22 条に基づく要求に基づいて取られた行為に関する情報を不当な遅滞なしに、いかなる場合でもその要求を受け取ってから1カ月以内に、データ主体に提供しなければならない。当該期間は、要求の複雑性又は数を考慮し、必要に応じて、更に2カ月まで延長することができる。管理者は、要求を受け取ってから1カ月以内に、遅滞の理由とともに、当該延長をデータ主体に通知するものとする。データ主体に同知するものとする。その拒否の理由、及び監督機関に不服申立て並びに法的救済を求めることができる旨を、遅滞なく、遅くとも1カ月以内に通知する。5.第13 条並びに第14 条で定めるあらゆる通知及びあらゆる行為は無償で提供されるものとする。場合、管理者は次に掲げる事項のいずれかを行うことができる。

開示請求/アクセ ス権	28条1項	本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。	15条1	データ主体は、管理者から当該データ主体に関する個人データを取り扱っているか否か確認を得る権利を持ち、取り扱っている場合、個人データ及び次に掲げる情報にアクセスする権利を持つ。
訂正権 /削除請求権	29条1項	本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。	16条	データ主体は当該データ主体に関する不正確な個人データについて管理者に不当に遅滞することなく訂正させる権利を持つものとする。取扱いの目的を考慮し、追加の記述を提供するという手段を含め、データ主体は不完全な個人データを完全にする権利を持つものとする。
消去権(利用停止/消去)	30条1項	本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。		データ主体は当該データ主体に関する個人データについて管理者に不当に遅滞することなく消去させる権利を持つものとする。管理者は、次に掲げる根拠のいずれかが適用される場合、個人データを不当に遅滞することなく消去する義務を負うものとする。 (a) 個人データが収集された又はその他取扱いの目的に関して、当該個人データがもはや必要ない場合。 (b) データ主体が、第6条第1項(a)号又は第9条第2項(a)号による同意に基づく取扱いの同意を撤回し、かつ取扱いに関して他の法的根拠がない場合。 (c) データ主体が、第21条第1項により不服を申立て、かつ取扱いに関して優先する法的根拠がない場合。又はデータ主体が第21条第2項により不服を申し立てる場合。 (d)個人データが不法に取り扱われた場合。 (e) 個人データが、管理者が従うべきEU法又は加盟国の国内法における法的義務の遵守のため消去されなければならない場合。 (f) 個人データが第8条第1項で定める情報社会サービスの提供に関して収集された場合。
削除請求の例外		削除請求が限定的であることから、同様の例外はない	17条3 削除の例 外	(a) 表現及び情報の自由の権利の行使に必要な場合。 (b) 管理者が従う EU 法若しく は加盟国の国内法によって取扱いが要求されている法的義務を遵守するのに必要な場合。又は公共の利益若しく は管理者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行に必要な場合。 (c) 第9 条第2 項(h)号並びに(i)号、及び第9 条第3 項により、公衆衛生の分野における公共の利益のために必要な場合。 (d) 第89 条第1 項により、公共の利益の目的、科学的若しくは歴史的研究目的又は統計目的の達成のために取扱いが必要な場合。ただし、第1 項で定める権利が実施できそうにない又は当該取扱いの目的の達成が損なわれる場合に限る。 (e) 法的主張時の立証、行使又は抗弁に必要な場合。
取扱制限	Į		18条	取扱制限規定(不服申立などがあった場合などの取扱制限請求権)

ポータビリティ		該当規定なし(言及なし)	20条	1. データ主体は、当該データ主体が管理者に提供した当該データ主体に関する個人データについて、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利があり、当該データを、個人データが提供された管理者の妨害なしに、他の管理者に移行する権利がある。ただし、次に掲げる場合に限る。(a)(b)省略 2. 第1項により当該データ主体のデータポータビリティーの権利が行使される場合、データ主体は、技術的に実行可能であるならば、個人データを直接的に管理者から他の管理者に移行させる権利がある。 3. 本条第1項で定める権利行使は第17条の権利を侵害しないものとする。当該権利は取扱いに公共の利益又は管理者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務遂行上必要な取扱いには適用しない。 4. 第1項で定める権利は、他者の権利及び自由に不利な影響を与えてはならない。
異議権		該当規定なし(言及なし)	21条	いつでも異議を唱える権利
共同利用 /共同管理	3号	三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。	26条 共同管理 者	1. 二者又はそれ以上の管理者が共同して取扱いの目的及び手段を決定する場合、当該管理者は共同管理者とする。当該共同管理者は、透明性のある方法で本規則に基づく義務の遵守に関して管理者同士の協定によってそれぞれの責任を決めなければならない。特に、データ主体の権利行使に関すること及び第13条及び第14条で定める情報を提供する当該管理者それぞれの義務を決めなければならない。ただし、管理者のそれぞれの責任の決定は管理者が従うべきEU法又は加盟国の国内法で定められていない場合に限り、定められている場合はそれに限る。協定はデータ主体のための問合せ先を指定してもよい。2. 第1項で定める協定はそれぞれの役割及びデータ主体と相対する共同管理者の関係性を正しく反映していなければならない。協定の本質はデータ主体に対して入手可能なものにされていなければならない。3. 第1項で定める協定の条件にかかわらず、データ主体は本規則に基づく当該データ主体の権利を関係する管理者に対してでも、そうでない管理者に対してでも行使することができる。
代理人		規定なし(言及なし) 但し、本人請求代理に関して代理請求規定あり 32 条3項 この他87条違反行為	27条	域内に代理人を置く義務 1.第3条第2項が適用される場合、管理者又は取扱者はEU域内の代理人を書 面で明示しなければならない。

委託・再委託/代 理人	22条 委託先の 監督	個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 番号利用法(マイナンバー法)の規定 (委託先の監督) 第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特で個切な監督を行わなければならない。 再委託の場合について (再委託) 第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。 2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の表話を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。	取扱者	1. 管理者の代わりに取扱いが実施される場合、その管理者は、取扱いが本規則の要件に合致し、データ主体の権利の保護を確実にする取扱者のみを利用しなければならない。 2. 取扱者は、事前の特定又は管理者の一般的な書面の許可なしに他の取扱者を従事させてはならない。一般的な書面の許可な場合、取扱者は、他の取扱者の追加又は代替に関するあらゆる意図された変更について管理者に通知しなければならず、それによって管理者に当該変更に不服を申し立てる機会を提供するものとする 3. 取扱者による取扱いは、契約又はEU若しくは加盟国の国内法(管理者に関わる取扱者を対策し、取扱いの対象事項及び持続期間、取扱いの性質及び目的、個人データの種類及びデータ主体の種類、並びに管理者の義務及び権利を定める法)に基づくその他法的行為によって管理されていなければならない。当該契約又はその他法的行為は、特に取扱者が次に掲げる事項を行うように規定しなければならない。(a) 取扱者が従うべきEU 法又は加盟国の国内法によって取扱いの実施が要求されていない限り、第三 国又は国際機関への個人データの移転に関することを含め、管理者からの文書化された指示においてのみ個人データを取り扱うことを含め、管理者からの文書化された指示においてのみ個人データを取り扱うことを含め、管理者からの文書化された指示においてのみ個人データを取り扱うことを含め、管理者からの文書化された指示においてのみ個人データを取り扱うことを含め、管理者が必要な出ている場合、取扱者は、当該法律が重要な公共の利益に基づき当該通知を禁止していないならば、取扱うことを含め、管理者に通知しなければならない。(b) 個人データを取り扱うことを許可された個人が機密保持を確約するか、又は適切な法的機密保持義務下に置かれることを保証すること。(d) 他の取扱者を従事させることに関して第2項及び第4項で定める条件を遵守すること。以下省略
取扱いの記録	第三者提供にか録 (ガイド ラインで	1個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。 2個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。	30条	1. 各管理者及び、該当する場合、管理者の代理人は、管理下にある取扱い活動の記録を管理しなければならない。記録は次に掲げる情報のすべてを含む。(省略) 2. 各取扱者及び、該当する場合、取扱者の代理人は管理者に代わって行うすべての種類の取扱い活動に関する記録について、次に掲げる事項を含め、維持しなければならない。(省略) 3. 第1 項及び第2 項で定める記録は、電子的形態を含め、書面でなければならない。 4. 管理者又は取扱者及び、該当する場合、管理者又は取扱者の代理人は要求に応じて記録を監督機関が入手可能にしなければならない。 5. 第1 項及び第2 項で定める義務は、250 人未満を雇用している企業又は組織には適用されない。ただし、取扱いの実施がデータ主体の権利及び自由へのリスクを生じさせ得るか、取扱いの頻度が稀ではないか、又は第9条第1 項で定める特別な種類のデータ若しくは第10条で定める有罪判決及び犯罪に関する個人データを含む取扱いを行っていない場合に限る。

侵害報告義務	該当規定なし(言及なし)但し、前記ガイドライン「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)3 個人情報保護委員会への報告個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。(以下略)	制裁あり	1. 個人データの侵害が発生した場合、管理者は、不当な遅滞なしに、可能であれば、侵害に気が付いてから72 時間以内に、第55 条に従って個人データの侵害を管轄監督機関に通知しなければならない。ただし、個人データの侵害により自然人の権利又は自由に対するリスクが生じ得ない場合を除く。監督機関への通知が72 時間以内になされない場合には、遅滞に関する理由と共に通知されなければならない。 2. 取扱者は、個人データの侵害に気付いた後、不当な遅滞なしに管理者に通知しなければならない。 3. 第1 項で定める通知は少なくとも次に掲げる事項が含まれなければならない。 (a) 個人データ侵害の性質の記述。可能であれば、関連するデータ主体の種類及び概数並びに関連する個人データの記録の種類及び概数を含む。 (b) データ保護オフィサーの氏名及び詳細な連絡先又はより情報が入手できるその他連絡先の通知。 (c) 個人データ侵害に関する起こり得る結果の記述。 (d) 個人データ侵害に対処するために管理者によって取られている又は取られることが意図された対策の記述。適切な場合、個人データ侵害により起こり得る悪影響を軽減するための対策を含む。(省略)
本人への侵害通知義務	該当規定なし(言及なし) 但し、前記ガイドラインに「2.(5)影響を受ける可能性のある本人への連絡等漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。」とある。	34条 制裁あり 83条	1. 個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対して高リスクを引き起こし得る場合、管理者は、不当な遅滞なしにデータ主体に個人データ侵害について通知しなければならない。 2. 本条第1項で定めるデータ主体への通知はデータ侵害の性質について明白で平易な文章で記述され、少なくとも、第33条第3項(b)号、(c)号及び(d)号で規定された情報並びに推奨事項を含むものとする。 3. 第1項で定めるデータ主体への通知は、次に掲げるいずれかの状況に合致するのであれば、要求されない。 (a) 管理者が適切な技術的及び組織的保護対策を実施しており、当該対策が個人データに書いて影響を受ける個人データに適用されている場合。特に、暗号化のように、当該個人データにアクセスが許可されていないあらゆる人に対して個人データが判読できないといった対策 (b) 管理者が、第1項で定めるデータ主体の権利及び自由に対する高リスクがもはや実現し得ないことを確実にする後続の対策をとった場合 (c) 通知が過度な労力を伴う場合。この場合、代わりとして、公表又はそれに類似する対策がなければならず、それによってデータ主体が等しく効果的手法で通知されること。

認められない移転等が認め られる例外	該当なし	49 条	1. 第45 条第3 項に準拠した十分性の決定がない場合、又は第46 条による適切な安全対策(拘束的企業準則を含む)がない場合、第三国又は国際機関への個人データの移転又は個人データ移転の集合は、次に掲げるいずれかを満たしている場合においてのみ、行われるものとする。 (a) 十分性の決定及び適切な安全対策がないことによってデータ主体に関する当該移転から生じ得るリスクについての情報が提供された後、データ主体がその提案された移転に明示的に同意した場合。 (b) データ主体と管理者との間における契約の履行のため、又はデータ主体の要求により取られる契約前措置の実施のため、移転が必要な場合。 (c) 管理者及びその他自然人又は法人との間におけるデータ主体の利益に帰する契約の締結又は履行のために移転が必要な場合。 (d) 公共の利益の重大な事由のために移転が必要な場合。 (e) 法的主張時の立証、行使又は抗弁に移転が必要な場合。 (f) データ主体が物理的又は法的に同意を与えることができない場合において、データ主体又は他者の重要な利益を保護するために移転が必要な場合。(
職場における取扱い	該当規定なし(言及なし)	88条	1. 加盟国は、法令又は労働協約によって、職場での被雇用者の個人データ取扱いに関して権利と自由の保護を確実にするために、より具体的な規定を定めることができる。特に、採用目的、雇用契約(法令又は労働協定で定める責務の免除を含む)の遂行、業務のマネジメント、計画及び編成、職場での平等と多様性、職場での健康と安全、雇用主又は消費者の資産保護、及び雇用に関する権利及び利益の個人又は集団レベルでの遂行及び享受目的並びに雇用関係終了の目的のためのものを含む。 2. これら規則は、特に透明性のある取扱い、事業体グループ又は共同経済活動に従事する事業者のグループ内の個人データの移転、及び職場での監視システムに関して、データ主体の人間的尊厳、正当な利益及び基本的権利を保護する適切かつ具体的な措置を含まなければならない。
賠償請求権及び法的責任	該当規定なし(言及なし)	82条	1. 本規則違反の結果により有形的又は無形的損害を受けたあらゆる者は、その受けた損害に対し、管理者又は取扱者から賠償を受ける権利を有するものとする。 2. 取扱いに関与するあらゆる管理者は本規則違反の取扱いによって発生した損害に責任を負うものとする。取扱者は、取扱いによって発生した損害に責任を負うが、取扱者に対して具体的に向けられた本規則の義務を遵守していない場合、又は管理者の適法な指示の範囲外若しくはそれに反する行動をとった場合に限る。 3. 管理者又は取扱者は、損害が生じた事象に何ら責任がないことを証明する場合、第2項に基づく法的責任を免除されるものとする。 4. 複数の管理者若しくは取扱者、又は管理者及び取扱者双方が、同じ取扱いに関与しており、第2項及び第3項の基での取扱いによって生じたあらゆる損害に責任がある場合、各管理者又は取扱者は、データ主体の効果的な賠償を確実にするため、全損害に責任を負うものとする。 5. 管理者又は取扱者が、第4項に従い、受けた損害の全賠償を支払った場合、当該管理者又は取扱者が、第4項に従い、受けた損害の全賠償を支払った場合、当該管理者又は取扱者は、同じ取扱いに関与した他の管理者又は取扱者から、第2項で規定された条件に従い、他の関与者の責任部分に合致する賠償額に対して返還を請求する権利が付与されるものとする。 6. 賠償請求権の行使に関する裁判手続は、第79条第2項で定める加盟国の国内法に基づく管轄裁判所に提起されるものとする。

制裁金規定	制度なし	83条	概要 ・侵害報告(漏えいの報告、本人通知等)を欠いた場合など §8、11、25~39、42、43違反など 1000万ユーロ or 前会計年度の全世界年間売上高の2%までの、どちらか高い方 ・開示請求対応の懈怠など(§5、6、7、9、12~22(権利関係規定)、44~49(第三国移転規範)違反など) 2000万ユーロ or 前会計年度の全世界年間売上高の4%までの、どちらか高い方
-------	------	-----	--